

平成31年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

地方公共団体コード	4	0	1	0	0	5
表番号・行番号	0	0	0	0	0	0
市町村判別 コード	1	/				
団体区分コード	/					1

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード					表番号					
1	4	0	1	0	0	5	7	6	9	8

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区分 個人・法人の別	行番号	(1)	(2)	(3)
		総数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)
個人	9 0 1 0	12 10,440	21 8,387	30 2,053
法人	0 2 0	21,608	12,225	9,383
合計	0 3 0	32,048	20,612	11,436

地方公共団体コード					表番号			
1	4	0	1	0	0	5	7	0

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名

福岡県

市町村名

北九州市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 201,335,083	25 198,257,969	38 1,637,765	51 196,620,204
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	598,461,446	577,784,541	12,375,638	565,408,903
	船 舶	0 3 0	25,809,782	20,641,867	5,161,729	15,480,138
	航 空 機	0 4 0	86,639	86,639	0	86,639
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	10,147,281	10,095,008	52,274	10,042,734
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	126,159,512	125,927,900	150,719	125,777,181
	小 計 (ハ)	0 7 0	961,999,743	932,793,924	19,378,125	913,415,799
法第九百零八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	229,216,501	195,024,912		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	22,463,773	16,912,056		
	小 計 (ニ)	1 0 0	251,680,274	211,936,968		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0	0	0			
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	1,213,680,017	1,144,730,892			
同内	市 町 村 分 の 額	1 3 0		1,144,730,892		
上 訳	道 府 県 分 の 額	1 4 0		0		

地方公共団体コード					表番号				
1	4	0	1	0	0	5	7	7	1

第71表 償却資産の価格等に関する調（個人分）

都道府県名

福岡県

市町村名

北九州市

種類	行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12 5,674,959	25 5,673,024	38 1,934	51 5,671,090
	機械及び装置	0 2 0	3,734,578	3,712,043	9,467	3,702,576
	船舶	0 3 0	53,424	27,729	25,695	2,034
	航空機	0 4 0	0	0	0	0
	車両及び運搬具	0 5 0	11,339	11,339	0	11,339
	工具、器具及び備品	0 6 0	2,809,019	2,781,486	3,669	2,777,817
	小計(ハ)	0 7 0	12,283,319	12,205,621	40,765	12,164,856
法第九条百零八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	0	0		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	0	0		
	小計(ニ)	1 0 0	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0	0	0			
合計(ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	12,283,319	12,205,621			
同内 上訳	市町村分の額	1 3 0		12,205,621		
	道府県分の額	1 4 0		0		

地方公共団体コード					表番号				
1	4	0	1	0	0	5	7	7	2

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

種類	行番号	(1) 決定価格 (千円)	(2) 課税標準額 (千円)	(3) 課税標準額の内訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12 195,660,124	25 192,584,945	38 1,635,831	51 190,949,114
	機械及び装置	0 2 0	594,726,868	574,072,498	12,366,171	561,706,327
	船舶	0 3 0	25,756,358	20,614,138	5,136,034	15,478,104
	航空機	0 4 0	86,639	86,639	0	86,639
	車両及び運搬具	0 5 0	10,135,942	10,083,669	52,274	10,031,395
	工具, 器具及び備品	0 6 0	123,350,493	123,146,414	147,050	122,999,364
	小計(ハ)	0 7 0	949,716,424	920,588,303	19,337,360	901,250,943
法第九条百零八係	総務大臣が価格等を決定し, 配分したもの	0 8 0	229,216,501	195,024,912		
	道府県知事が価格等を決定し, 配分したもの	0 9 0	22,463,773	16,912,056		
	小計(ニ)	1 0 0	251,680,274	211,936,968		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0	0	0			
合計(ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	1,201,396,698	1,132,525,271			
同内 上訳	市町村分の額	1 3 0		1,132,525,271		
	道府県分の額	1 4 0		0		

地方公共団体コード						表番号	
4	0	1	0	0	5	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) (B) (C)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)			
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第1項 (送電用資産・電気事業用)	9 0 1 0	12	25 1	27 3	29			
		0 2 0		2	3				
		0 3 0		3	5				
	第2項 (新線構築物)	0 4 0		3	4				
		0 5 0		1	3				
		0 6 0		2	3				
	第3項 (ガス事業用資産)	0 7 0		1	6				
		0 8 0		1	3				
		0 9 0	17,721,971	1	3	5,907,324			
	第4項 (農業協同組合等共同利用設備)	1 0 0	62,705	2	3	41,803			
		1 1 0	179,343	1	2	89,672			
	第5項 (外航船舶)	1 2 0		1	6				
		1 3 0		1	4				
第6項 (内航船舶)	1 4 0	10,311,085	1	2	5,155,543				
第7項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑥との連乗後))	1 5 0		1	6					
第8項 (国際路線用航空機)	1 6 0		1	5					
	1 7 0		1	10					
	1 8 0		2	15					
第9項 (離島路線用航空機)	1 9 0		1	3					
	2 0 0		2	3					
第10項 (小型離島航空機)	2 1 0		1	4					
第11項 (日本放送協会)	2 2 0	1,115,747	1	2	557,874				
第12項 (日本原子力開発機構)	2 3 0		1	3					
	2 4 0		2	3					
第13項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	2 5 0		1	6					
	2 6 0		1	3					

地方公共団体コード					表番号	
4	0	1	0	0	5	7
4	0	1	0	0	5	7
						3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（1）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係につき）

都道府県名 福岡県
市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(B)	(C)	(A)	×	(B)	(D)
								(C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 14 項	①(青函・本四 鉄道施設)	2 7 0	12	25	27	6	29	
		②(青函・本四 新線構築物)	2 8 0		1	18			
			2 9 0		1	9			
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	3 0 0		1	36			
			3 1 0		1	18			
		④(青函・本四 変・送電用資産)	3 2 0		1	10			
	第 15 項 (河川事業鉄軌道用資産)		3 3 0		2	3			
			3 4 0		5	6			
			3 5 0		1	6			
			3 6 0		1	3			
	第 16 項 (宇宙航空研究開発機構)		3 7 0		1	3			
			3 8 0		2	3			
	第 17 項 (海洋研究開発機構)		3 9 0		1	3			
			4 0 0		2	3			
	第 18 項 (水資源機構)		4 1 0		1	2			
			4 2 0		3	4			
	第 19 項	①(特定地方交通線)	4 3 0		1	4			
		②(新線構築物)	4 4 0		1	12			
			4 5 0		1	6			
			4 6 0		1	24			
③(新線立体交差化施設)		4 7 0		1	12				
		④(河川事業鉄軌道用資産)	4 8 0		1	6			
			4 9 0		5	24			
		5 0 0		1	24				
	5 1 0		1	12					
⑤(変・送電用資産)	5 2 0		3	20					

地方公共団体コード					表番号	
4	0	1	0	0	5	7
3						3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（1）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) (B) (C)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) / (C) (千円)	(D)	(D)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第20項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	9 5 3 0	12 517,021	25 1	27 3	29 172,340			
		5 4 0		2	3				
	第21項 (科学技術振興機構)	5 5 0	25,405	1	2	12,702			
	第23項 (新関西国際空港(株))	5 6 0		1	2				
	第24項 (信用協同組合等)	5 7 0	1,404	3	5	842			
	第25項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5 8 0		3	5				
	第26項 (中部国際空港(株))	5 9 0		1	2				
	第27項 (外国貿易用コンテナ)	6 0 0		4	5				
	第28項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 1 0		-	-				
	第29項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 2 0		-	-				
	第30項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 3 0		-	-				
	第31項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6 4 0		1	2				
	第32項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6 5 0		1	3				
		6 6 0		2	3				
	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6 7 0		1	2				
第33項 (量子科学技術研究開発機構)	6 8 0		1	3					
	6 9 0		2	3					
第34項 (世界遺産)	7 0 0	25,640	1	3	8,547				
法第349条の3の4 (被災代替償却資産)	7 1 0		1	2					
合計	7 2 0	29,960,321	-	-	11,946,647				

地方公共団体コード					表番号	
4	0	1	0	0	5	7
					7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（2）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区分	行番号	(1)	(2)	(3)	(4)
		決定価格 (A) (千円)	課税標準の特例率 (B) (C)	課税標準額 (A) × (B) (C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第13項（立体交差化施設）	9 0 1 0	12	25 - 27 -	29
	旧第18項（熱供給事業用資産）	0 2 0	85,580	1 3	28,527
		0 3 0		2 3	
	旧第18項（石油天然ガス・金属鉱物資源機構）	0 4 0		4 5	
	旧第19項（地下道又は跨線道路橋）	0 5 0		1 2	
	旧第21項（車庫構築物・立体交差化施設）	0 6 0		1 3	
	旧第23項（農業・食品産業技術総合研究機構）	0 7 0		2 3	
		0 8 0		1 6	
		0 9 0		1 3	
	旧第24項（特定鉄道路線構築物）	1 0 0		1 4	
		1 1 0		1 2	
		1 2 0		1 3	
	旧第25項（日本電気計器検定所）	1 3 0		1 6	
		1 4 0		1 3	
		1 5 0		1 6	
	旧第26項（日本消防検定協会）	1 6 0		1 3	
		1 7 0		1 6	
		1 8 0		1 2	
	旧第27項（小型船舶検査機構）	1 9 0		1 3	
		2 0 0		1 6	
		2 1 0	192	1 2	96
	旧第28項（軽自動車検査協会）	2 2 0	2,342	1 3	780
		2 3 0		1 6	
		2 4 0		2 3	
	旧第30項（情報通信研究機構）	2 5 0		1 3	
	旧第31項（社会保険診療報酬支払基金）	2 6 0		1 6	

地方公共団体コード					表番号	
4	0	1	0	0	5	74

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（2）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係につき）

都道府県名 福岡県
市町村名 北九州市

区分	行番号	(1)	(2)	(3)	(4)
		決定価格 (A) (千円)	課税標準 の特例率 (B) (C)	課税標準額 (A) × (B) / (C) (D) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第32項（高压ガス保安協会）	270	1	2	
		280	1	3	
		290	1	6	
	旧第32項（自動車安全運転センター）	300	1	3	
		310	1	6	
	旧第33項（郵便貯金・簡易生命保険管理機構）	320	1	2	
	旧第34項（有線放送電話業務用資産）	330	2	3	
		340	1	2	
		350	1	6	
合計	360	88,114	-	-	29,403

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調 (3)
(法附則第15条関係)

都道府県名 福岡県
市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額		
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)				
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項 (倉庫等)	0 1 0		1	2					
		0 2 0		3	4					
		0 3 0		3	5					
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0 4 0	1,048,718	1	2		524,359			
		0 5 0	22	2	3		15			
		0 6 0	3,038,889	1	3		1,012,963			
		0 7 0		3	4					
		0 8 0	3,273,822	1	6		545,636			
		1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 9 0	324,691	-	-		119,646		
		2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 0 0		-	-				
		6号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 1 0	117,425	-	-		88,068		
		フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 2 0		-	-				
	第 3 項 (国内路線用航空機)	1 3 0		2	5					
		1 4 0		1	4					
		1 5 0		3	8					
	1 6 0		2	3						
第 5 項 (沖縄電力(株))	1 7 0		2	3						
(沖縄電力(株) 変・送電用資産)	1 8 0		2	9						
	1 9 0		4	9						
	2 0 0		2	5						
	2 1 0		1	2						
第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	2 2 0	117	2	3		78				
第 7 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	2 3 0		3	5						
第 8 項 (雨水貯留浸透施設)	2 4 0		2	3						
	2 5 0		1	2						
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	2 6 0		-	-					
第 11 項 (低公害車燃料等供給施設)	2 7 0		2	3						
	2 8 0		3	4						

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調 (3)
(法附則第15条関係につき)

都道府県名 福岡県
市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額		
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)				
法 附 則 第 十 五 条	第 12 項 (国際船舶)	2 9 0		1	18					
	第 13 項	①(特定鉄道事業譲受資産)	3 0 0		1	2				
		②(新線構築物)	3 1 0		1	6				
			3 2 0		1	3				
		③(立体交差化施設)	3 3 0		1	12				
			3 4 0		1	6				
		④(河川事業鉄軌道用資産)	3 5 0		1	3				
			3 6 0		5	12				
			3 7 0		1	12				
	⑤(変・送電用資産)	3 8 0		1	6					
	第 14 項 (鉄道車両安全向上設備)	3 9 0		3	10					
	第 15 項 (低床車両)	4 0 0	28,049	1	3			9,350		
	第 16 項 (新造改良車両(鉄道事業))	4 1 0		1	3					
	第 17 項 (新造車両(流通業務))	4 2 0		2	3					
		4 3 0		3	5					
	第 18 項 (PFI公共施設)	4 4 0		3	5					
	第 19 項 (都市利便施設)	4 5 0		1	2					
		4 6 0		3	5					
		4 7 0		1	2					
	(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 8 0		-	-					
		(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 9 0		-	-				
	第 20 項 (成田国際空港(株))	5 0 0		9	10					
	第 21 項 (国立大学校舎)	5 1 0		1	2					
	第 22 項 (都市鉄道利便増進施設)	5 2 0		2	3					
第 23 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	5 3 0		1	2						
	5 4 0		3	5						
第 24 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	5 5 0	143,245	5	6			119,371			

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（3）
（法附則第15条関係につき）

都道府県名 福岡県
市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)			
法 附 則 第 十 五 条	第 25 項 (鉄道事業再構築事業)	5 6 0		1	4				
	第 26 項 (バイオ燃料製造設備)	5 7 0		1	2				
	第 28 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	5 8 0		1	2				
		5 9 0		2	3				
	第 29 項 (津波対策に資する港湾施設等)	6 0 0		1	2				
		(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 1 0		-	-			
	第 31 項 (津波避難施設等)	6 2 0		1	2				
		(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 3 0		-	-			
	第 32 項 (移動等円滑化のための設備)	6 4 0		2	3				
	第 33 項 (再生可能エネルギー発電設備)	6 5 0	1,288,074	2	3	858,716			
		(太陽光)	6 6 0	10,079	-	-	6,720		
		(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 7 0	2,449,199	-	-	1,632,799		
		(風力)	6 8 0		-	-			
		(水力)	6 9 0		-	-			
		(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7 0 0		-	-			
	第 34 項 (熱電併給型動力発生装置)	7 1 0		5	6				
		7 2 0		11	12				
	第 35 項 (鉄道耐震補強設備)	7 3 0		2	3				
	第 36 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	7 4 0		2	3				
	第 37 項 (放送ネットワーク災害対策用設備)	7 5 0		3	4				
第 38 項 (浸水防止用設備)	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7 6 0		-	-				
	第 39 項 (国家戦略特区)	7 7 0		1	2				
	第 40 項 (認定誘導事業により取得した公共施設等)	7 8 0		4	5				
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		7 9 0		-	-				

地方公共団体コード						表番号	
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（3）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(B) (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	第 41 項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	8 0 0		1 2		
		8 1 0		5 6		
		8 2 0		2 3		
	第 42 項 (無電柱化)	8 3 0		1 2		
		8 4 0		2 3		
		8 5 0		3 4		
	第 44 項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	8 6 0	91,341	-	-	45,670
	第 46 項 (対象特定電気通信設備)	8 7 0		3 4		
	第 47 項 (先端設備等)	8 8 0	2,001,450	-	-	0
	第 48 項 (立地誘導促進施設)	8 9 0		2 3		
第 49 項 (帰還環境整備推進法人)	9 0 0		1 3			
第 50 項 (地域福利増進事業)	9 1 0		2 3			
合 計	9 2 0	13,815,121	-	-	4,963,391	

地方公共団体コード						表番号			
1	4	0	1	0	0	5	7	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（4）
（法附則第15条関係）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(B)	(C)	(A)	(B)	(D)	
									(C)
法	旧第3項（公害防止設備）	0 1 0	13,223	1	3			4,408	
		0 2 0	229,555	2	3			153,037	
		0 3 0		3	4				
		0 4 0	2	1	2			1	
	旧第5項（公共危害防止構築物）	0 5 0		3	5				
		0 6 0		1	2				
		0 7 0	2,776	1	3			925	
	旧第6項（公害防止優良更新施設）	0 8 0	10,856	1	2			5,428	
		0 9 0	3,174	2	3			2,116	
	旧第7項（産業廃棄物焼却施設等）	1 0 0	204,699	2	3			136,466	
		1 1 0		5	6				
		1 2 0		1	2				
旧第8項（高度テレビジョン放送施設）	1 3 0		3	4					
	1 4 0		4	5					
	1 5 0		3	5					
旧第14項（旧国際電信電話株）	1 6 0		1	2					
	1 7 0		4	5					
旧第15項（地方卸売市場）	1 8 0		3	4					
	1 9 0		1	6					
旧第17項	①(立体交差化施設)		1	6					
	②(旧交納付金法附則第19項)		-	-					
	③(旧交納付金法附則第20項)		-	-					
旧第19項（指定法人等の大規模外貿埠頭）	2 2 0		1	2					
旧第20項（水力発電施設の魚道）	2 3 0		2	3					
旧第20項（貨物鉄道に対する貸付資産）	2 4 0		1	2					
	2 5 0	49,510	2	3			33,007		
旧第20項（スーパー中樞港湾）	2 6 0		1	2					
旧第27項（指定会社等の特定用途港湾施設）	2 7 0		1	2					

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（4）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(B) (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	旧第27項（特定特殊自動車）	9 2 8 0	12 6,224	25 1	27 2	29 3,112
	旧第29項（旧交付納付金法附則第17項）	2 9 0		-	-	
	旧第36項（公共荷さばき施設）	3 0 0		1	2	
	旧第37項（一般廃棄物処理施設）	3 1 0	21,265	1	2	10,632
		3 2 0		1	4	
	旧第40項 （ノンフロン製品） （地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	3 3 0		-	-	
	旧第43項（経営力向上設備等）	3 4 0	4,179,104	1	2	2,089,552
合 計	3 5 0	4,720,388	-	-	2,438,684	

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調 (5)
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2)

都道府県名 福岡県
市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B)		(3) の 特 例 率 (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)			
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第 1 項 ①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	0 1 0		1	3				
	①(J R 北海道・四国に係る特例)	0 2 0		1	2				
	J R 北 海 道 ・ 四 国 に 係 る 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と の 連 乗	②(新線構築物)	0 3 0		1	6			
			0 4 0		1	3			
		③(新線立体交差化施設)	0 5 0		1	12			
			0 6 0		1	6			
		④(新幹線鉄軌道用資産)	0 7 0		1	12			
			0 8 0		1	6			
		⑤(青函・本四 鉄道施設)	0 9 0		1	12			
		⑥(青函・本四 新線構築物)	1 0 0		1	36			
			1 1 0		1	18			
		⑦(青函・本四 新線立体交差化)	1 2 0		1	72			
			1 3 0		1	36			
		⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1 4 0		1	20			
⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)		1 5 0		1	3				
	1 6 0		5	12					
	1 7 0		1	12					
	1 8 0		1	6					
	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1 9 0		1	6				
	⑪(変・送電用資産)	2 0 0		3	10				
	⑫(新造改良車両(鉄道事業))	2 1 0		1	3				
		2 2 0		3	10				
	⑬(新造車両(流通業務))	2 3 0		3	10				
	⑭(鉄道耐震補強設備)	2 4 0		1	3				

地方公共団体コード					表番号			
1	4	0	1	0	0	5	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
 規定の適用を受けるものに関する調（5）
 （法附則第15条の2、法附則第15条の3、旧法附則第16条の2つづき）

都道府県名 福岡県
 市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (千円)			
法附則第十五条の三	①(旅客会社等に係る承継特例)	2 5 0		3	5				
	旧道承継特例とJR北海道・四国に法に係る特例の連乗 ②(旧交付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 6 0		-	-				
	③(JR北海道・四国に係る特例)	2 7 0		3	10				
	④(JR北海道・四国に係る特例・旧交付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 8 0		-	-				
旧法附則第16条の2	旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差化施設)	2 9 0		1	3				
合 計		3 0 0	0	-	-			0	

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（6）
（法附則第56条, 法附則第56条の2）

都道府県名 福岡県
市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	課 税 標 準 (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (千円)	
法 附 則 第 56 条	第12項（東日本大震災）	0 1 0	1	2		
	第15項（東日本大震災・居住困難区域）	0 2 0	1	2		
法 附 則 第 五 十 六 条 の 二	旧 第 3 項 ①(被災代替鉄道施設等)	0 3 0	2	3		
	法附則第56条との連乗 ②(被災代替鉄道施設等)	0 4 0	1	3		
	旧 第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0 5 0	1	4	
		②(新線構築物)	0 6 0	1	12	
			0 7 0	1	6	
	③(新線立体交差化施設)	0 8 0	1	24		
		0 9 0	1	12		
		④(河川事業鉄軌道用資産)	1 0 0	1	6	
		1 1 0	5	24		
		1 2 0	1	24		
1 3 0		1	12			
	⑤(変・送電用資産)	1 4 0	3	20		
合 計	1 5 0	0	-	0		

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名

福岡県

市町村名

北九州市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)	
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	12 20,612	21 33 7,372,076	
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	12 279	21 33 432,361	
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	12 272	21 33 449,031	
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	12 228	21 33 398,558	
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	12 245	21 33 453,213	
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	12 218	21 33 424,753	
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	12 948	21 33 2,122,651	
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	12 753	21 33 2,062,330	
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	12 4,331	21 33 24,224,963	
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	12 1,557	21 33 21,858,037	
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	12 676	21 33 16,349,028	
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	12 1,115	21 33 60,598,866	
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	12 814	21 33 1,015,357,101	
計		9 1 4 0	12 32,048	21 33 1,152,102,968	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	12 198	21 33 195,024,912
		知事配分	9 1 6 0	12 5	21 33 16,912,056
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12 0	21 33 0	

地方公共団体コード					表番号	
4	0	1	0	0	5	780

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)	
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	12 8,387	21 33 2,760,916	
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	12 89	21 33 137,671	
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	12 87	21 33 143,462	
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	12 67	21 33 117,168	
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	12 62	21 33 114,849	
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	12 50	21 33 97,462	
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	12 232	21 33 518,760	
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	12 194	21 33 529,710	
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	12 994	21 33 5,290,098	
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	12 204	21 33 2,780,564	
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	12 50	21 33 1,180,817	
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	12 21	21 33 863,459	
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	12 3	21 33 431,601	
計		9 1 4 0	12 10,440	21 33 14,966,537	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	12 0	21 33 0
		知事配分	9 1 6 0	12 0	21 33 0
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12 0	21 33 0	

地方公共団体コード					表番号	
4	0	1	0	0	5	781

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（法人分）

都道府県名

福岡県

市町村名

北九州市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)	
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	12 12,225	21 33 4,611,160	
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	12 190	21 33 294,690	
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	12 185	21 33 305,569	
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	12 161	21 33 281,390	
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	12 183	21 33 338,364	
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	12 168	21 33 327,291	
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	12 716	21 33 1,603,891	
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	12 559	21 33 1,532,620	
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	12 3,337	21 33 18,934,865	
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	12 1,353	21 33 19,077,473	
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	12 626	21 33 15,168,211	
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	12 1,094	21 33 59,735,407	
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	12 811	21 33 1,014,925,500	
計		9 1 4 0	12 21,608	21 33 1,137,136,431	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	12 198	21 33 195,024,912
		知事配分	9 1 6 0	12 5	21 33 16,912,056
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12 0	21 33 0	